

障企発 1 2 2 6 第 1 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

各 障害者関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)

障害者扶養共済制度の広報啓発への協力依頼について

日頃より障害者保健福祉施策に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
障害者扶養共済制度は、障害児（者）の生活の安定の一助と福祉の増進に資するとともに、障害児（者）の将来に対し、保護者がいなく不安の軽減を図ることを目的として、保護者が掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害児（者）に終身年金を支給する制度です。

これまで厚生労働省や独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）においては、本制度の広報啓発のため、パンフレットやリーフレットを地方公共団体に配布する等の取組を推進してきましたが、さらに今後は、関係機関や団体への協力を求めながら、障害児（者）やその保護者が利用する様々な制度を通じて広報啓発を行っていくこととしております。

つきましては、貴殿におかれましては、厚生労働省や機構が作成したポスター（別添）を障害児（者）やその保護者が利用される施設等の掲示板や会報に掲示していただくこと等により、本制度の周知を図っていただくよう御協力お願いいたします。